政令第

77

号

国土交通省組織令及び国土審議会令の一部を改正する政令

内閣 は、 国 家行 政 組 織 法 (昭和二十三年法律第百二十号) 第七 条第四項及び 第五項並びに第二十一条第四

項並びに国土 交通省設置法 (平成十一年法律第百号) 第十二条の規定に基づき、 この政令を制定する。

(国土交通省組織令の一部改正)

第一条 国土交通省組織令 (平成十二年政令第二百五十五号) の一部を次のように改正する。

第百六十二条第五号中「こと」の下に「(工事の実施 の安全の確保に関することを除く。)」 を加える。

第百六十三条第一号及び第二号中 「補償」 の 下 に 工事 ずの実施 の安全の 確保」 を加える。

附 則第 条の二中 附 <u>:</u>則第 五条 \mathcal{O} 五. を 附 則 第 五 条 \bigcirc 匹 に改 Ø る。

附則 第二条の 表平成二十七年三月三十一 日 \mathcal{O} 項 へを削 り、 同 表に · 次 のように加える。

振 興 Ш 村 山 村 振 興法 (昭 和 匹 + 年法律第六十四号) 第七条 第 項

に 規定する振興山村をいう。 以下同じ。) 0) 振興に関する総合的な

政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

平成三十七年三月三十一日

半島振興対策実施地域 (半島振興法 (昭和六十年法律第六十三号)

第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。

の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する

کے

附則中第五条の四を削り、第五条の五を第五条の四とする。

附則第七 条の 表平成二十七年三月三十一日ま で 0 間 の項を削 り、 同表平成二十七年四月一日

十九年三月三十一 日まで の間の項中 「平成二十七年四月一日から」を削り、 「及び離 島振興対 策分科会」

を 離島 振興対策分科会及び山村振興対策分科会」に改め、 同表平成二十九年四月一日から平成三十五

年三月三十一日までの間の項中 「及び離島振興対策分科会」を「、離島振興対策分科会及び山村振興対策

分科会」に改め、同表に次のように加える。

平成三十五年四月一日から平成三十七年三月三

十一日までの間

、豪雪地帯対策分科会及び山村振興対策分科会

附則第: 八条の 表平成二十七年三月三十一日の項を削り、 同表に次のように加える。

から平成二

国土審議会令の一 附則第十八条の表平成二十七年三月三十 附則第十六条の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、 平 平成三十七年三月三十一日 平成三十七年三月三十一日 成三十七年三月三十一 国土審議会令(平成十二年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。 部改正 日 こと。 半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策の企画及び立案 関すること。 半島振興法第十一条の規定による基幹的な市町村道 Щ 半島振興法第十条の規定による道路の 並 振 村振興法第十一 びに推進に関すること。 興 山村の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に — 日 の項を削り、 条の規定による基幹的な市 同表に次のように加える。 同表に次のように加える。 指定に関すること。 町村道 の指定に関 の指定に関する する

附則第二条第一項の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、 同表に次のように加える。

F		平戈三十七 <u>丰三</u> 月三十
	山村振興対策分科会	
項及び第二十二条	律第六十四号)第七条第一	山村振興法(昭和四十年法
*************************************	以名居二西罗	国上泛通省国上汝策司

附則第二条第二項中「山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会」を「特殊土壌地帯対策分科会

及び山村振興対策分科会」に改める。

附則

この 政令は、 平成二十七年四月一日から施行する。ただし、 第一条中国土交通省組織令附則第二条の表、

第七条の表、 第八条の表、 第十六条の表及び第十八条の表の改正規定並 びに第二条の規定は、 公布 \bigcirc 日 から

施行する。

理由

半島振興法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)及び山村振興法の一部を改正する法律

(平成二十七年法律第 号) の施行に伴い、 国土交通省組織令及び国土審議会令について所要の 規定を

整備するとともに、国土交通省の所掌事 務の的確な遂行を図るため、 大臣官房審議官の 設置期間 の特例を廃

止する等の必要があるからである。